

令和2年度 第3回  
東京都地域医療対策協議会  
看護人材部会ワーキンググループ  
会議録

令和3年1月14日  
東京都福祉保健局

(午後 6時02分 開会)

○篠崎看護人材担当課長 定刻となりましたので、令和2年度第3回東京都地域医療対策協議会看護人材部会ワーキンググループを開会させていただきます。

本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、来庁による参加者とWEBによる参加者とを交えたWEB会議形式での開催となりました。円滑に進められるよう努めてまいります。機械の不具合等により映像が見えない、音声聞こえない等が発生いたしましたら、その都度お知らせいただければと思います。

WEB会議を行うに当たり、皆様に3点お願いがございます。

1点目ですが、ご発言の際には挙手をしていただくようお願いいたします。

2点目は、WEBでのご参加の方につきましては、ご発言の際以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

3点目は、議事録作成のため、必ずご所属とお名前をおっしゃってから、ゆっくりと発言いただきますようお願いいたします。

本日のご参加ですが、リモートでのご参加が天木委員、山元委員、鈴木委員、坪倉委員でございます。座長の西村委員は、こちらの会場からご参加いただいております。小川委員は、本日ご欠席ですので、後日、ご意見をいただく予定でございます。

それでは、よろしくをお願いいたします。

資料を送付させていただいておりますが、すみません、ボリュームがあります。資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の資料は、お手元の次第に記載しております。次第と、委員名簿、資料1、ワーキンググループ主な意見とその方策についてというものが資料1、2枚です。資料2、東京都看護師等養成所の指定申請書等に関する指導要領の改正案というのが、厚めのもので資料2としてあります。次に、資料3、資料4は、1枚ずつとなっております。准看護師養成所の夜間設定について、資料4が准看護師養成所の専任教員の確保について、それが1枚ずつとなっております。資料5、また、これもクリップで厚いものですが、東京都看護師等養成所の運営に関する指導要領(改正案)としたものです。資料6、ワーキンググループまとめ(准看護師養成所への支援のあり方)(案)というものが資料6です。参考資料といたしまして、参考資料の1、参考資料の2ということで、今回出されました国からの指導ガイドラインの一部抜粋がつけてございます。

ということで、たくさんの資料ですけれども、お手元でございますでしょうか。よろしいでしょうか。もし、落丁等ございましたら、また後でお送りいたしますので、申し訳ありません、お申し出ください。

なお、本日は緊急事態宣言中なので19時半をめどに終了予定で運営させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行を西村座長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○西村座長 皆様、遅い時間にありがとうございます。7時半を目標にということですので、早速議事に沿って進行をさせていただきます。

議事は二つあり、前半は、これまでの主な意見について、委員の先生方のご意見とその方策について、事務局よりご説明がございます。後半は、前半も含めてこれまでのワーキンググループのまとめをいたします。

それでは、まず前半の議事より事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。

まずは、資料1をご覧ください。資料1は2枚になっておりまして、1枚目がワーキンググループ主な意見とその方策についての主な意見、2枚目が具体的な方策になっております。

1枚目の「主な意見」をご覧ください。

これまでのご意見の内容をまとめましたところ、大きく二つ、「教育の質の担保等について」に関するものと、「プライドを持ってキャリアを積み重ねるための支援について」になりました。

教育の質担保等についてのご意見は、新規の指定申請に関する審査に関するものと、養成所の運営に関するものがあり、新規の指定申請に関する審査については、設立趣旨等から見直し、それが本当に公共性のあるものなのかということをチェックしてはどうか。教員の配置数や夜間課程開設などについて、しっかりと中身も精査してもらえるようになるというなどのご意見が、養成所の運営に関しては、看護の質を担保していくためにも受け入れる看護学校等がいかに教育していくかにかかっている。教員の配置の確保も教育の質の保障になる。実習については、病院とのバランスを考えた上で多様な医療、福祉機関での看護や地域における看護を学ぶ内容を含めて実習施設を確保してほしいなどのご意見がありました。

また、プライドを持ってキャリアを積み重ねるための支援については、ジェネラリストとして長く働き仕事ができる優秀な人材も多い。実際の現場を回す大きな力となっている。准看護師の有資格者がプライドを持って働き、キャリアを積めるようにするといいのではないか等のご意見がありました。

そのご意見について、都としての方策を検討した結果を「具体的な方策」として示しております。

2枚目をご覧ください。

看護師養成所の新規指定や運営に関しましては、資料2の指定申請に関する指導要領と資料5の運営に関する指導要領の二つの要領がございます。これらの要領は、参考資料1、2として添付しました。国のガイドラインに即して作成しております。

まず、教育の質の担保の方策として、指定申請に関する指導要領を一部改正することといたしました。改正部分を資料2でご説明いたします。

それでは、資料2をご覧ください。

まず、資料2の8ページ目をご覧ください。何枚かめくっていただきまして8ページ目の下、画面で見ますと一番下に黄色いラインが引いてありますが、こちらになります。新規指定の際に学校が作成する書類では、参考資料として、設置趣旨等に関して、目的や公益的意義について考察することとなっています。その留意点として、注釈の15を追加し、参考資料については、地域の看護師等養成状況、看護職員需給見通し、東京都保健医療計画及び介護保険事業支援計画等、地域住民からの要請が分かる資料を提出することという文言を追記いたしました。

続きまして、25ページをご覧ください。

25ページの下、今画面では黄色いラインが引いてあるところになりますが、下線が引いてある部分でもございます。こちらのページは、他の学校の学生の実習受入れ状況を示す資料になっております。こちらに関しましては、このたび改正された運営に関する指導要領では、看護単位における受入れ学生の10名という条件が削除されました。

しかし、都では、こちらに、留意事項8として追記し、実習する看護単位において、学生を同時に10名以上受け入れる場合は、実習の質担保の観点から指導体制等について記載することとし、指導体制を確認することといたしました。同様に、ほかの課程にも必要であると考え、32ページ、38ページと、ほかの課程の要領にも反映しております。

それでは、資料1にまた戻っていただけますでしょうか。

資料1の具体的な方策をもう一度ご覧ください。

教育の質担保の三つ目の黒丸ですが、こちら、教育計画については、夜間等で修業2年などの学生に不利益が生じる計画でないこと、健康面も含めて学生が学びやすい環境であることを指定規則や指導要領等に則り審査については、この後、資料3で。四つ目の教育の質担保の観点から、准看護師養成所の専任教員の人数のほか、専門分野（基礎、成人、老年、小児、母性、精神）ごとの配置や1人当たりの授業時間数を確認した上で指導・助言については、この後、資料4でご説明いたします。

では、まず資料3をご覧ください。

こちらは准看護師養成所の夜間設定についてまとめたものでございます。こちらにつきましましては、准看護師養成所の新規指定は向かって左側、向かって右側の大きく二つの法令に基づいております。

向かって左側は保助看法でございまして、こちらの法令で関係するのは、指定規則の時間数、教育課程の時間数として1,890時間以上であること。そして、先ほどもご説明したとおり、指定申請に関する指導要領や運営に関する指導要領、そして、向かって右に関しましては、養成所のほとんどが専修学校のため、専修学校の設置基準、つまり学校教育法にも則り審査をしております。こちらの中央下にあります学校教育法の一部を改正する法律等の施行についてという部分をご覧ください。こちらに則りまして、

授業時間数は、夜間学科等にあたっては、1年間の授業時間を800時間以上要求することは勤労している生徒の健康その他の面から困難な場合もあるので、修業年限に応じて減ずるものとしたことと定められました。

これらのことから、東京都としては、一番下の結論として、夜間学科等において、修業年限2年でカリキュラムを実施することは、法令等に照らすと1年間で800時間以上の授業を実施することになり、本来学生のために必要な自己学習の時間もなく、学生の心身の健康を損なうことが懸念される。そして、夜間学科等における修業年限2年でのカリキュラムの実施は、教育の質の確保や学生のライフワークバランスの観点からも望ましくなく、都としては認めることができないと考えております。

それでは、続きまして、資料4をご覧ください。

資料4は、准看護師養成所の専任教員の確保についてでございます。こちらにつきましては、改正後も運営のガイドラインに関しましては、5人以上（当分の間、3人以上）はそのまま残っております。しかし、都としては、それに則りまして、一番下の結論としましては、専任教員は5名以上（当面の間は3名以上）確保する。しかし、専門分野ごとに配置することが必要であり、配置の状況や専任教員の1週間当たりの授業時間数が標準15時間として計画されているかを指導調査等で確認し、必要性を説明するなど指導・助言することといたします。

それでは、もう一度、資料1にお戻りください。

その下になりますが、教育質担保の一番下の黒丸ですが、今のことに追加して、さらに教育の質担保の方策として、このたび厚労省で改正されました運営に関するガイドラインに即して改正する東京都の運営に関する指導要領に則り、新規指定や既存の養成所に対して指導・助言することが重要だと考えております。その中には、今回新たに策定された准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標や科目の設置、留意点等についてが含まれます。この詳細につきましては、資料5でご説明をいたします。

お手元の資料5をご覧ください。

これは運営に関する指導要領の改正案になります。

まずは、5ページをご覧ください。

5ページの下から次のページ、6ページ、に関しましては、先ほど説明させていただきましたが、専任教員の配置について改正された部分をお示ししてございます。

それでは、26ページをご覧ください。

赤字部分が改正部分になっております。少し赤字で見にくくて申し訳ありません。この中で、今までいただいたご意見と照合いたしまして、特に、教育内容の留意点、ちょうど黄色いマーカーでお示ししているところですが、例えば、情報通信技術（ICT）の基礎知識や情報管理を学ぶ内容とする。その下につきましては、感染のところですが、感染と予防について理解する。そして、さらに下になりますが、専門分野に関しましては、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容と

すると示されております。さらに、臨地実習に関しましても、在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とするということが、今回、改正の留意点として示されております。

そして、さらに後ろのページになりますが、52ページをご覧ください。

こちらに関しましては、今回新たに卒業の到達目標と到達度が示されております。これらの改正に則り教育内容を確認し、指導助言してまいります。

それでは、資料1へもう一度お戻りください。

そして、その下になりますが、学習環境の整備として、看護師等養成所施設整備事業及び看護師等養成所運営補助費事業を継続して教育の質を担保する学習環境の整備の支援を考えております。

また、キャリアを積み重ねるための支援については、看護師等就学資金貸与制度の活用や質の向上を図る研修を推奨するなどを検討しております。

説明は、以上になります。

○西村座長 ありがとうございます。

それでは、今の説明について、何点かに分けてご意見をいただきたいと思っております。

まず、資料1の教育の質の担保と、資料2、指定申請等に関する指導要領の追加点からとなります。

申請書類では、設置目的・公益的意義について、地域の看護師等養成状況、東京都保健医療計画及び介護保険事業支援計画などからの必要性を審査、さらに、実習施設が同時に受け入れることのできる学生数について、一つの看護単位で同時に10名以上受け入れる場合には、実習における指導体制も審査という点からご意見をいただきたいと思っておりますけれども、こちらいかがでしょうか。

ご発言ある場合は、手を挙げていただきますとお示しいたします。

坪倉委員、お願いいたします。

○坪倉委員 設立趣意書の中に、様々な医療計画とか、介護保険計画を書きながら公共性のある内容を確認するというようなところで、特に資料2の8ページ、25ページにそれが書いてあるんですが、養成所の運営に関して関連することでもあるので、先を急いで申し訳ないんですが、そこと関連づけてお話をしたいというふうに思います。

資料1の養成所の運営についてというところに、看護の質を担保していくためにも受け入れる看護学校等がいかに教育していくかにかかっている、この「いかに教育していくか」というところが、地域の医療計画あるいは介護保険計画と極めてリンクしているというふうに思ったりします。あるいは実習施設を確保すること、あるいは就職に関連しても非常に関連が深いところだというふうに思います。

そこで、一応、公共性のあるものかどうかというところは分かりましたが、それを受けて、いかに教育するかというところを学校として表明するというところが大事で、その場合は、今、各大学等で3Pが大事だ。つまりは、入学させる学生はどのような方針で

入れるかというアドミッションポリシーと、そしてディプロマポリシー、出口、卒業要件をどうするか、入学と卒業の間で、カリキュラムポリシー、カリキュラムをどう運営するか、この三つ「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」を公に公表しなければならないというのが大学の3Pを公表するということにかかっている。つまり、入り口と出口、その間をどのように教育するかという方針、ポリシーですね。ポリシーを、3Pを明確にする必要があるということが出ていますので、場合によっては、都としても、必ずや公共性のあるものであるかどうかを受け入れた上で、アドミッション、ディプロマ、それから、それを運営するカリキュラムについてのポリシーを公に表明することが大事ではないかなというふうに思います。

ですから、いかに教育していくかというふうにここに書かれていますが、入学生の受入れ状況、方針、それから、卒業要件、それを運営する、3Pと書かなくてもそういうニュアンスの事を確認するということはどこかに入れたほうがいいのではないかなというふうに思います。つまり、1番の新規の申請の一つ、二つ目のポチと、養成所の運営の1をどう絡ませて確認するかということを書いておいていただきたいというふうに思ったりもします。

○西村座長 丁寧ありがとうございました。

確かに、坪倉委員がご指摘くださったように、「いかに」ということを明確に示すためには、三つのポリシーは、このような表現を使わなくても、どういう学生を入学させたいか、あるいはどういう学生を育てて卒業させるか。で、その間、どういうカリキュラムを運用するかという方針、こちらをどこかに明記するという、そういうご意見でしたけれども、ほかの先生方いかがでしょうか。

山元委員、お願いいたします。

○山元委員 それ、言われてすっきりしました。ここでやっぱりいかに教育していくかという中身が本質をしっかりと表明してもらおうということが、第三者に見てもらおうということがやっぱりすごく大切なことなので、この運営についての中身がそこを三つ押さえていただくということはとても大切だなというふうに思いました。

また、全体として、先ほど10人の枠とか、あとは夜間のことについても具体的に示されているので、かなり踏み込んだ内容に、前回から比べてなっているのかなというふうに思っております。

私は、とても今の坪倉委員の発言の中で、あ、これはすっきりしたなという意味合いで感じました。ありがとうございます。

○西村座長 ありがとうございます。

山元委員もご賛同ということで、明確になるのではないかなというご意見でした。

ほかの4人の先生方、いかがでしょうか。今、少し先の課題ですね、一歩先の課題にも踏み込んでおりますけれども、関係するところかと思しますので、どんどんご意見をいただければと思います。ほかの委員はよろしいでしょうか。

もしかしますと、次の課題と関係しているために、次の課題、先に進めながら一緒に議論ということもあるかと思いますので、時間の関係もありますので、関係できるように議論を進めたいと思いますが、次に、黒ポチがありますのは、准看護師養成所の夜間設定にも、今、山元委員がおっしゃってくださったとおり、踏み込んだ今回ご提案をいただいております。この点について、事務局から少し補足がということですので、お願いしてよろしいですか。

○事務局 事務局より補足説明をさせていただきます。

この夜間学科等の設定につきましては、当初、ワーキンググループが設置された目的にも関係しますので、これまでの会議の中でもご意見をいただいたところではございません。本日の会議の中で改めて確認させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○西村座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、先ほどのポリシーの話、こちらの夜間設定などにも踏み込んだ内容となっているかと思いますので、関連づけてほかの委員の先生方もご意見などございましたら、よろしくお願いいたします。

坪倉委員、お願いします。

○坪倉委員 それでは、資料3のほうでも、夜間設定については時間数と、それから専修学校設置基準との兼ね合いでのご説明がありました。つまり、特に専修学校設置基準については夜間、二つ目ですね、授業時間数は1年間にわたり450時間ということになります。ということは、2年間を設定したら900時間しかない。つまり、准看護師学校は1, 890時間ですので、夜間であれば4年間をかけないと履修することができないということで、ここで、一応、夜間設定はできると教育者や設置者がお考えになったとしても、2年間という枠の中では、どだい無理だと。この二つの法律の中での兼ね合いで整合性を取ってどちらも満たすということになると、どだい無理ではないかということをおもいます。ですので、ここには資料3のように両方を検討していただくということが必要かなというふうに思います。

場合によっては、資料1の中でも夜間等で修業年限2年などの学生に不利益が生じる計画でないこと、健康面を含めて学生が学びやすい環境であるということを実現しようという意図であれば、450時間が妥当であって、その450時間を実現するには、この二つの要件を満たすのはどだい無理だろうということをおもいますので、この辺りで二つを併記して、きっちり設置者なり教育者がこれを見て、両方を満たせるかどうかの意思決定をしてもらうような方向で方向づけていただくということをお願いしたいというふうに思います。

恐らく、大学卒業して資格を取りたい、夜間で資格を取りたいとかいうニーズもあるかもしれませんが、ニーズを満たすには、この状況では無理だろうということであり、そして、人の命を守る、人命を守る能力に、速成では養成できないということをおもいます。



かり都の方針として打ち出される必要があるのではないかというふうに思います。

○西村座長 ありがとうございます。

坪倉委員のほうから専修学校設置基準のほうも根拠になるのではないかというご意見いただいたんですが、すみません、私から質問ですが、450単位時間以上とするというふうになり、以上で、なおかつ800時間以上。そうですね。補足で、すみません。

○篠崎看護人材担当課長 恐れ入ります。その中に書いてあるのは、通常、昼間ですと800時間以上なのですが、夜間の場合は800時間以上ではなく、450時間は下らない範囲で、つまり、800時間よりは少なく、450時間よりは多くという範囲で定めるという解釈になります。

○西村座長 分かりました。今、こちらで説明を受けました。

そうしますと、450時間を下らず800時間以内ということになりますと、2年間では到底1,890時間には至らないという、そういう根拠もよろしいのではないかとこのように理解をいたしました。ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。

天木委員、お願いいたします。

○天木委員 素朴な質問ですが、聞こえますか。

○西村座長 はい。

○天木委員 この夜間学科というのは、何時から何時までを夜間学科と言うんですか。何時ぐらいから始まるんですか。

○西村座長 一般的にどう……。こちらで規定はないという声が上がっているんですけども。

○篠崎看護人材担当課長 准看護師の夜間学科というのは、そもそも想定がないというのが厚労省に確認したときの答えだったように聞いております。

夜間学科、通常で言いますと、夜間学科というと、大体昼間働いていた人が通うとなると6時ぐらいなのかなと想定しますが。

○天木委員 そうすると、6時から10時までで4時間ということですか。

○篠崎看護人材担当課長 はい、そうです。45分としても、6時から9時までで、休み時間なく4時間は入るかと思います。

○天木委員 そうすると、一月に80時間ぐらいになるのかな、週2日休む感じなので。

○篠崎看護人材担当課長 そうですね、はい。

○天木委員 そうすると、きちきちですね。2年で済ますには、900時間は取らなければいけないはずだから、1年間にね。ということですね。かなり大変ということですね、やるとなると。

○篠崎看護人材担当課長 はい。あと実習に関しては昼間の設定となっておりますので、夜間の学科としたときに、実習に関しては昼間に設定しなければいけないわけであって、そうすると、夜間だけではカリキュラムは組めないということになります。

○西村座長 ご説明ありがとうございました。

今の天木委員の視点からいっても、計算上であってもぱつぱつで、とても夜間だけでは難しいだろうという根拠をお示しいただいたと思います。

ほかの先生方がいかがでしょうか。

ほぼ、ただいまの専修学校設置基準の点、そしてあと、そのほかの法令も含めまして夜間は現実的ではないということ。そして、計算しても、とても夜間だけでは入らないということ。実習は日中、昼間に行うという様々な困難があるということで、こちらのワーキングでは、東京都においては夜間の設置は認めないということで意思統一ということによろしいでしょうか。

先ほど、坪倉委員からもおっしゃっていただいたんですけども、学生も生活ってありますので、教育を受けること、学ぶことをゆとりを持って、こちらの資料3にも書いていただきましたけれども、ライフワークバランスなど学生もそうですし、教員もそのように考えますと、ぱつぱつでは、夜間学科は望ましくないという点のご指摘もありましたので、そのような意見とさせていただきたいと思います。

もし追加のご意見等、鈴木委員などいかがでしょうか。急に失礼いたします。

○鈴木委員 青梅成木台病院の鈴木です。

取りあえず何ていうんですかね、かなり夜間は私も厳しいのではないかなというふうに思っています。ただ、2年で修めようとするのではなくて、2年以上で1,890時間以上というところの話でいうと、じゃあ、例えば3年ならいいのかなとか、何かそういう、実習も昼間やらないといけないということですし、なかなか2年で昼間学校に行く人と、夜間で行く人にとって、やっぱり3年かかるとなると、2年で資格が取れるほうに人は集まるのかなという気はしますし、やっぱり現実的ではないのかなというところですけども、ニーズ的にとかそういうのはどうなんでしょうか。

何か以前このワーキンググループが始まったときに、申請があったみたいなお話を伺ったんですけど、夜間の。そういうところは、どういう趣旨でやろうとしているのかなというのをちょっと聞いてみたいなどは思っていたんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木委員

進学コースですね、正看護師の。それも2年制と3年制があって、このすみ分けというか、利用する人たちの気持ちというか話を伺うことは、私はたくさんありますので、そういう人たちに聞くと、やはり総合実習とかが1年ぐらいいはどうしても働けなくなってしまうので、経済的にその1年間を持ちこたえるために、何か一生懸命働いてお金をためてからそういう学校に臨むという方がいらっちゃって、2年制のメリットとしては、時間が短いんですけども、やっぱりその分勉強する時間が増えるので、働く時間が少なくなってしまうので経済的に厳しいという方と、あとは、3年制の場合は、やはり働きながらという時間が多くなるので、経済的に生活を担保するために働くというところが3年制のほうが多いので、そちらを選びますという方がいたりですとかしますので、ど

の程度ニーズがあるかというのはちょっと分からないんですけども、今現行では、進学コースも2年制と3年制があるわけなので、あってもいいのかなという個人的には。ニーズとか全然分からないので、何ともあれなんですけど。

ただ、やはりライフワークバランスというところの部分では、難しい部分はあるのかなというふうに感じています。

以上です。

○西村座長 貴重なご意見をありがとうございます。

今、議論がありましたのは、2年間では計算上、あるいは法令上無理だということは確認いたしましたけれども、3年で申請という可能性はなくはないですか。

○篠崎看護人材担当課長 できなくはないですね……。

○西村座長 ないことは……。

○篠崎看護人材担当課長 ただ3年となると、年限で言えば3年かかるのであれば、看護師の取れる専門学校が今は3年ですので、そちらのほうを勧めたいなというのはあります。3年かけるんでしたら看護師の免許を取っていただきたいかなという思いはありますけれども。

あと2年間で夜間というのは、進学課程の2年間の昼間ですね、夜間だと3年課程になるんです。だから、夜間の2年の進学課程というのも存在はしていません。

○西村座長 ご説明ありがとうございます。

今、いろいろ頭で考えながら伺っておりましたけれども、これまでの発言からいたしますと、3年で計算をすると入る可能性もあるのではないかとというご意見もありましたけれども、3年課程となりますと、看護師の課程も同じ3年でカリキュラムが設置されているという状況もありますので、現実的には2年課程の申請が出てくるというふうに想定しまして、2年課程の申請については夜間、学科等においてカリキュラムを組むことが困難であるというふうに考えられるのではないかとということと、先ほど、鈴木委員におっしゃっていただいたとおり、ライフワークバランスなどの点から考えても、学生に不利益といいますか、より利益があるカリキュラムとしていただいたほうがよろしいのではないかとというご意見だったかと思えます。ありがとうございます。

では、本件、ほぼ先生方にご意見をいただきましたけれども、追加のご発言などございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本件は、ご提案のとおり進めていただきたいと思います。

次に、資料4、准看護師養成所の専任教員の確保についてはいかがでしょうか。

こちら、分野ごとに配置しということで。

天木委員、お願いします。

○天木委員 確かに、専門分野ごとに配置しということで、これは現在ある准看の学校でこの専門分野ごとに……。天木ですが、専門分野ごとに配置するという事は、それぞ

れの専門分野に1人ずつというニュアンスなんですか。それとも、1人が幾つもの専門分野に詳しくければいいということなんでしょうか。どういう感じなんでしょうか。

というのは、かなり専門分野ごととなると、かなり人数がいないと准看の学科は厳しくなるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

- 篠崎看護人材担当課長 私、今の専門学校、2年課程の学校は、5人以上はいらっしゃるというのが、今の東京都の准看護師学校の現状だと認識しております。一つ4人というところがあると聞いております。でも、最低でも4人以上はいるのが、今の准看護師学校の現状です。

専門分野も、そうしますと5人ですと、これ、ちょうどきれいに基礎、成人、老年、母子、精神ぐらいで分けると理想的なんだろうけれども、そこに含めて教務主任がどこかを担うということになるので、教務主任をやる方がこの中の専門分野も兼ねるといって、多分構造なんだと思うんですね。本当は、このように分かれているのが望ましいとは思いますが、私は成人と基礎ができますみたいな中での5人という枠でもいいのかなと考えているところです。

大体基礎は、どなたも基礎のところはやれるという感じとも取れます。実は難しいですけれども、基礎技術を教えるのは難しいですけれども。現状としてはそういう状況もあります。

- 西村座長 ありがとうございます。

坪倉委員、お願いします。

- 坪倉委員

看護学校等を指定する、これは保健師助産師看護師学校養成所指定規則というののによって、最低限、この規則は守らないといけないという位置づけの規則なんですけど、その准看護師学校養成所の指定基準が第5条に規定されています。そこには、別表4というのは1, 890時間のことですが、別表4に掲げる「各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち5人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること」というふうに書かれていますから、ここでいう括弧書きは、むしろないということで、そして、5人以上でなければならないというふうに思います。これが最低限として指定規則の第5条の中に規定されている内容であるかと思えます。

天木委員が先ほどご質問された件については、基礎分野でも、さらにいろんな分野に分けようと思えば幾らでも分けられますが、看護の分野では基礎とか成人、老年、看護師の場合は母性とか小児というふうに分かれておりますが、准看護師の場合は母子というふうになっておりますし、看護師の場合は、在宅がこれに加わったり、あるいは管理者になる統合分野というものも、管理の位置づけで、細分化すれば幾らでも細分化できるんですが、最低限看護師の指示を受けて准看護師としてできる範囲ということになると、この大きなくくりで最低限各分野ごとにカリキュラムを実習だとか、あるいは時間数を

どう運営するかということ計画したり、演習を立てたりする総括役がこの各分野で必要になるかと思えますので、各分野ごとにカリキュラムとか実習施設などのイメージを持ちながら、学校では主となって、その分野を運営していく人として位置づけられているのが現状だというふうに思います。

○西村座長 ありがとうございます。

天木委員、お願いいたします。

○天木委員 天木です。

ちょっとお伺いしたかったのは、専門分野ごとの専門分野というのは、どこを指しているのかと思ひまして。26、27ページにある専門基礎分野、専門分野、いろいろありますよね。専門分野だと基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神、これになるんですかね、分け方としては。

○西村座長 27ページの……。

○天木委員 26、27。

○西村座長 26、7ページ、特に、7ページ目の臨地実習の前後で基礎、成人、老年、母子。

○天木委員 基礎、成人、老年、母子、精神で5人ということなんですね。それで5人ということなんですね。

○西村座長 あと小児もありますよ

○篠崎看護人材担当課長 母子の子に入っちゃう。

○西村座長 あ、なるほど。

○天木委員 母子に入るんです。

○西村座長 はい、母子。

○天木委員 それで5人必要なんですね。

看護教員がこれだけ専門的な方々を集めるのは、かなり困難なような気がするんですが、いかがでしょうか。それぞれ専門分野。実際的にはどうなんでしょうか。ちょっとお伺いしたい。

○西村座長 坪倉委員、お願いいたします。

○坪倉委員 一般的にですが、非常に得にくいところは精神、それから小児というのが得にくいところです。基礎とか成人とか老年は比較的得やすいというふうに感じます。大学や看護学校で募集をいたしましても、精神がなかなか得にくい。それから小児、ここは母子一緒になっていますが、小児が得にくいというのが実情ではないかと思ひます。

○西村座長 ありがとうございます。

そうしますと、委員の先生方のご意見では、それぞれ1人ずつというのはかなり厳しいので、それぞれの領域を統括できるカリキュラム運営を希望するという、そういうご意見でよろしいでしょうか。違う。坪倉委員いかがでしょうか。

○坪倉委員 5人は最低限必要であり、実習とか、それからカリキュラムを運営する必要

があるというふうに思います。

ただ、得難いところもありますので、その辺りは、例えば、よくあることなのですが、成人の人でもちょっと精神に心得があるとか、どっぷりとつかった専門ではないけれども、少しは外来をそこでやったことがあるとか、何か連携したことがある、そういうので現実的には読み替えていると思います。

ですが、やはり准看護師の学校であっても、必ずやこの五つの領域には配置する。やはり最低限、この領域を意識して配置するということは担保したほうがいいと思います。現実的には、なかなか得難いところもあるかもしれませんが是非考えてほしい。

それはさておき、ここにガイドライン的に置くにはこう書いておく必要があって、むしろ、ここに「当面の間は3人以上」というのが、むしろ私は要らないんじゃないかという、指定規則の中には、はっきりと「5人以上」と書いてありますので、ここは死守すべきだと思います。

○西村座長 ありがとうございます。

ただいま鈴木委員も深くうなずいておられましたので、当初の提案のとおり、5人それぞれ専門分野ごとの配置とありますので、その「ごとの配置」は生かし、それぞれの専門家が、特に精神などは得難いところもございまして、心得のある方を読み替えるということがあったとしても、その専門分野は重視して5人以上、そして、「しばらくは3名」という、この条件は不要ではないかという、そういうご意見をいただいたかと思っておりますけれども、山元委員もうなずいてくださいましたので。

山元委員、お願いします。

○山元委員 私も、当面の間3人というのは、もう当面は終わったわけですから、これは5人でいいんじゃないかと思えます。

そして、また専門分野のところについて、配置することが必要でありということが、もし引っかかるのであれば、ここは望ましいという話でしていてもいいのかなと思うんですけども、ただ、天木先生がおっしゃるように、専門分野というところが何かすごくその呼び方が非常に今ちょっと曖昧になっている部分があって、訪問看護のときも、今、診療報酬のところで精神看護を研修で、3日間の研修でしたっけ、3日間の研修で一応精神看護、訪問することの資格ができるとか、そういうのもありますので、そういう研修は今、結構やっておりますので、そういう意味では、精神のところは少し大分幅が広がってきている部分があります。

ただ、小児はなかなかちょっと、実際に子供が入院しているところを経験している人はやっぱりだんだん少なくなっている部分があるので、ちょっとこれ、母子という話になっているので、母性と小児という形では両方引っかければ、少しは幅はできるのかなというふうに思います。今の現状です。

○西村座長 ありがとうございます。

では、現状もお示しいただきましたので、まず、皆様のうなずきからしますと、「当

面の間は3人以上」、もうこの「当面」は要らないだろうということで。

○篠崎看護人材担当課長 実は、今回改正になった国の指導ガイドラインのほうでも残ったままになっているんです。今の准看護師の教員は5人以上（当面の間は3人以上）という、これは、今のカリキュラムが改正になったときからこれになったと思います。今回のガイドラインでもこれが外れなかったんですね、この「当面」が。この辺り、もし坪倉委員、このときの辺りのことをご記憶がありましたらお願いいたします。

○坪倉委員 ご指名なんですけど、特段これについて詳しくはないんですが、看護学校をつくったときには、平成8年のときに大きく科目の柱立てが変わりました。それですが、一挙に移行するということはできなかったの、暫定的に、看護学校の場合は8人だったところを当面の間とか、2年課程に7人のところは当面の間というふうに、平成8年には、随分これが効いていて、移行期においての当面の間だったということなんですけど、今回、残っているということについては分かりませんので、厚労省にお尋ねになることが必要ではないかなというふうに思います。

ですが、指定規則には5人以上と書いてあるんですよ、指定規則にはね。指定規則とガイドラインは通知で、どうぞよろしくお願ひしますレベルで。規則のほうは上位できちんとした法令ですが、通知でガイドラインはどうぞよろしく、いかようにもお願いいたしますというようなニュアンスですので、私は、指定規則のほうを重要視したほうがいいんですが、なぜか残っているということについては、厚労省にしかとお尋ねになるほうがいいのではないかなというふうに思います。

○篠崎看護人材担当課長 分かりました。残った経緯は厚労省に確認をさせていただきたいと思います。

ただ、これが現在、東京都でも、実際問題4人のところが1か所ございます。そこに対して、これを括弧を外してしまうと、なるべく5人にしてくださいという指導はしていくんですけども、その辺り、なるべく5人以上お願ひしますということでの指導をさせていただくということでご了解いただけるのであれば、そのように。絶対に、これ5人いなければ駄目だというところは、ちょっと今の段階では厳しいかなと思うところでは。

以上です。

○西村座長 現状をありがとうございました。

では、この点は経緯をご確認いただくということで、やむを得ない状況もあるという、可能性もあるということなので、当面は残さざるを得ないところもありますが、積極的に人数についてはご指導いただいて、5人以上となるようお願いしたいところです。

専門分野につきましても、先ほど山元委員のほうから望ましいというご意見もありましたけれども、先ほどうまく読み替えることによって精神、母子も可能になってくるということもありましたので、必要であるというふうに進めていったほうが、今の議論からしてもよろしいのではないかと思いますけれども。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 すみません、鈴木です。

さっき山元委員がおっしゃっていたように、何か望ましいぐらいのところがやっぱりいいのかなと思います。

前回もお話しましたが、私も准看護学校の精神科の講義を担当している部分がありまして、やはり「もういないんです、とにかく」ということで懇願されて続けているような状況なんですね。教務の先生方にも、やっぱり学校に行くと、いろいろこういうときはどうなんだろうかみたいな感じで、私たち経験がないので教えてくださいみたいなことで、よくいろんな相談を受けたりもしますし、実習先のところの看護師さんとかが看護技術とか、そこら辺のところの部分は講義に来てくださったり、先生にお願いして疾患についての講義みたいなのが成り立つんですけども、特に総論みたいな、精神看護とはとか、発達段階とかそういったところの部分を話せる人が少ないんだというように伺っております。発達段階も基礎看護でもやるんでしょうけども、精神科に絡めて説明していただくとありがたいですみたいな依頼を受けているところなんですけど。

だから、5人で、やっぱり望ましいぐらいにしておかないと苦しいのかなというところは見てとれます。

以上です。

○西村座長 ありがとうございます。

先生方うなずいておられますので、現状を加味してということですが、望ましいといたしましても、できるだけ専門分野については十分ご検討いただいて配置をしていただく方向はご了解ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、たくさんのご意見ありがとうございました。

もう一点ございます。次に、資料5の運営に関する指導要領に関連した内容で、新たに設定された准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標も含めて体制の内容ののった教育内容であることを確認し、指導助言という、そのような点がありましたけれども、ご意見ございますでしょうか。

今、私、こちらを読み上げまして、最初に坪倉委員がおっしゃってくださったポリシーのことが触れられている内容であるようにも理解しましたがけれども、もし追加でございましたら、ご意見お願いいたします。

こちらについては、ご提案どおり進めていただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、学習環境の整備という点ですね。キャリアを積み重ねるための支援について、先ほどご説明を、今日いただきました資料1の具体的な方策の一番下になりますけれども、こちらについてはいかがでしょうか。



こちらについてもご提案のとおりということですのでさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、議事の1点目、これまでの主な意見については、一旦終了をさせていただきます。

次に、議事の2、ワーキンググループのまとめについて、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

一番最後の資料6をご覧ください。

これまでワーキンググループの経緯やご意見、具体策、具体的な方策をまとめてまいりました。まとめは、はじめに、准看護師養成を取り巻く状況、ワーキンググループにおける主な意見・検討状況、今後の具体的方策の項目で構成しております。

なお、このまとめは案でございますので、この会議で改めてご意見を頂戴し、内容につきましても、再度見直して、加筆修正をするものでございます。

一つ目の「はじめに」では、准看護師養成のあり方の検討の必要性として、数十年ぶりに准看護師養成所の新規指定に向けた相談があったことを機に、准看護師養成の必要性や養成所の支援のあり方、新規指定の判断基準について専門家を加えて集中的な検討を行う必要性があったことなどについて述べています。

准看護師養成を取り巻く状況では、准看護師養成所の減少や就業状況、求職者数に対するの募集人数の少なさなどについて述べ、カリキュラム改正では、新たに卒業時の到達目標が策定され、教育内容の留意点に情報通信技術（ICT）や在宅など多様な場における療養生活の基礎について学ぶ内容とするなど、現在の医療・福祉の背景を踏まえた改正となったことなどについて述べています。

次のページをご覧ください。

「ワーキンググループにおける主な意見・検討状況」では、准看護師教育について（現状に対するご意見）として、療養型病床でも准看護師として活躍する者の中にはジェネラリストとしての長期間活躍している優秀な人材も多くみられ、現場を回す大きな力となっており、今後の長期的な世代交代を考慮すると、療養型の病院や施設等では准看護師は一定のニーズがあるのではないかと。看護の質を担保することが難しい場合もあるので、いかに教育していくかにかかっているのではないかと。などのご意見をいただきまして、都としての取組の方向性としまして、准看護師のニーズは減少しているが、療養型等の一部の施設ではニーズがあり、長期間活躍する人材もいる。准看護師の看護の質を担保するためには、いかに教育していくかにかかっており、准看護師養成所における教育の質を担保することが重要であると考えました。

「今後の養成所の指定等につきまして」は、現状に対する意見としまして、実習については、病院とのバランスを考えた上で、多様な医療・福祉機関での看護や地域における看護を学ぶ内容を含めて実習施設を確保してほしい。改正によって実習施設の受け入れ人数などの自由度が増したが、そこは都として実習の質を担保してほしい。2年間の

夜間コースの授業数を実施することは無理だとはっきりと打ち出してほしい。適正な教員の確保が専門教育の充実につながることから、教育の質の保証になるなどのご意見をいただき、次のページをご覧ください。

取組の方向性としまして、教育の質の担保として、新規指定の際の設置趣旨や実習の指導体制等をしっかり審査することが重要であること、また、夜間コースや教員の配置の状況について指導・助言することも、教育の質の担保につながることから、画一的な対応が必要であると考えました。

これらを踏まえて、「今後の具体策」として、准看護師は、長期的に医療の現場で活躍する者や進学して看護師として活躍する者、福祉等の分野で活躍する者など、多様な働き方をしています。この現状を踏まえ、様々な分野で活躍できる基礎的な能力を持った准看護師を育成するための教育ができるように支援するとともに、それぞれの准看護師がプライドを持ちキャリアを積み重ねることができるように、教育の質の担保とキャリアを積み重ねるための支援が重要であるとまとめました。

加えて、今回の改正に当たり、准看護師の教育の礎となる養成所の教育の質を担保するため、都として画一的に明確に対応できるよう審査・運営に関する指導・助言が必要であるとの方向性を踏まえました。

そして、前半の議事でもご説明したとおり、「教育の質の担保」「キャリアを積み重ねるための支援」、二つについてワーキングの成果を取りまとめ、その具体的方策を述べ、まとめさせていただきました。

また、資料3で確認させていただいたとおり、教育計画につきましては、夜間等での修業年限2年のカリキュラムは認めることができないとしております。

以上です。

○西村座長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料6のワーキンググループのまとめについて、ご意見をいただきたいと思います。

これまでのご発言の内容、特にワーキンググループにおける主な意見、検討状況の箇所で、もっとこのような内容がという追加意見等がございましたら出していただきたく思いますけれども、いかがでしょうか。あるいは、ここのニュアンスは少し違っているのではないかというご発言でも結構かと思います。

坪倉委員、お願いします。

○坪倉委員 今日お休みの小川委員が、かつて実習施設の確保が難しくなったというようなご発言があったように記憶をしております。後ろのほうで実習施設の充実ということを書いておりますし、実習施設にどのような指導者を置くかというようなことも書いています。確認していただきたいと思います。

○西村座長 ご意見ありがとうございました。

では、天木先生お願いします。

○天木委員 天木です。

実際に准看護学校の経営をしている方の話を聞くと、精神系と、それから、小児科系が非常に難しい。あと婦人科も難しいということです。

特に最近では、去年からは、コロナ感染症の関係もあって、特に、産科関係の施設は、まず受け入れなくなってきたという話を聞いています。実際、この状況がいつまで続くか分かりませんが、もともとなかなか見つからないところで、さらに、ここ一、二年は見つかりにくいのではないかと思います。

以上です。

○西村座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。小川委員につきましては、後ほどご意見……。

山元委員、お願いいたします。

○山元委員 山元です。

キャリアを積み重ねるための支援のところ、奨学金制度の話と、あと質の向上を図る研修の充実をというところに、もう少し具体性をつけたほうがいいのかというふうに思っています。

非常にこの辺、今、東京都のナースプラザのほうでも准看護師の研修をやっていませんよね、東京都の。

○篠崎看護人材担当課長 対象には、准看護師さんももちろん参加していただけるようになっています。しかし、なかなか少ない現状はあります。

○山元委員 なかなか、ここがやっぱりキャリアを積み重ねるための手だてをしていないような気がするんですね。だから、進学する人は進学しなさい、もちろんそうなんですけども、実際にこういう最初の頃に非常に質の高い人たちもいて、その人たちをもっと幅広く使っていくためのキャリアが、何かもうちょっと本当にうまく、准看護師であってもキャリア形成して、本当にいろんな方面でITのところとか、あとは今回、特にコロナのときの疫学調査のところとか、相談員とか、そういうところにも准看護師の人は来てくださいと言っているんですけど、やっぱり出てこれない。

それは、やっぱりある意味、なかなか自分たちとしては、気後れしている部分があるのかもしれないんですけど、そこにやっぱり、もっと私、准看護師の人に来てもらって、実際にそういうキャリアを積み重ねて、保健所の保健師と一緒に活躍できたりとかということもあり得るんですけども。でも、そこは、やっぱりなかなか出てこれないというのは、今までの現状の中ではそういう教育をされていないので、なかなか出てこれないのかなというふうに思っています。もうちょっと幅を広げてあげたほうがいいのかと。

以上です。

○西村座長 ご意見ありがとうございました。

今、ご自身方のほうから気後れもあるのか、なかなか出てこれないという、ここをサポートするような支援がもっと必要ということだと理解しました。研修ですとか、いろいろな方法もあるというご意見だったかと思います。

私もそう思いますのは、周りが支援をするという、こちらは、キャリアを積み重ねるための支援となっておりますけれども、ご本人、学生さん自身が自らキャリアを重ねていこうとする力を育てていくような支援ということが必要ではないかなというふうに、山元委員のお話を伺いながら考えておりました。ぜひこの辺、少し加筆をしていただくということで。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、今、時計を見ましたら、随分進んでいることを確認しておりましたので、もしまた追加などがございましたら、直接ご連絡をいただくということで、小川委員のほうにも、こちらお目通しいただきまして、ご意見、抜けていないかどうか確認等、今後していただくことになっておりますので、その点もよろしく願いいたします。

では、事務局の皆様におかれましては、ただいまの各委員の意見を踏まえて、ワーキンググループのまとめに追加をしていただければと思います。

追加修正されたまとめにつきましては、事務局のご説明どおり、各委員で確認し、決定となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで二つ目の議事も終了となりました。先生方、長い間たくさんのご意見、ご議論をどうもありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡等ございますでしょうか。

○篠崎看護人材担当課長 ただいま西村座長よりご説明いただきましたワーキンググループまとめにつきましては、本日いただいた意見を基に加筆させていただきます。また、お送りさせていただいて、ご確認、そこにまた加筆していただいても構いませんので、返信いただければと思います。

その後の決定ですけれども、最後の決定は座長に一任という形で了解いただけますでしょうか。また決定したものを先生方に送付させていただきます。看護人材部会のほうで、また報告もしていく予定でございます。

では、本当に令和2年2月より約1年間ではございました、3回にわたるワーキンググループ開催いたしました。本当にご多忙のところ、夜遅い時間にもかかわらず、ご出席いただきまして、たくさん議論をしていただきました。ありがとうございました。この議論の結果を、ぜひ今後の看護教育に生かしていければと思っております。

以上でございます。本当に重ね重ねありがとうございました。

以上をもちまして、看護人材部会ワーキンググループを終了させていただきます。本当にありがとうございました。

(午後 7時32分 開会)